

浜松市環境影響評価公聴会開催要綱

(目的)

第1条 この要綱は、浜松市環境影響評価条例(平成28年浜松市条例第48号。以下「条例」という。)第32条第1項(第57条第1項及び第2項において準用する場合を含む。)の規定により開催する公聴会に関し、浜松市環境影響評価条例施行規則(平成28年浜松市規則第58号。以下「規則」という。)第43条に基づき、必要な事項を定める。

(開催回数)

第2条 公聴会の開催回数は、1回とする。

(意見の陳述の申出方法)

第3条 規則第35条第1項の規定により公聴会に出席して意見を述べようとする者は、公述申出書(第1号様式)により申し出なければならない。

- 2 前項の規定により申出をしようとする者は、規則第38条第3項の代理人による公述を希望するときは、代理人による公述の申出書(第2号様式)を提出し、市長の承認を得るものとする。

(公述人の人数及び1人当たりの公述時間等)

第4条 規則第35条第3項の規定により選定する公述人の人数は、10人以内とする。

- 2 申出者が前項に規定する人数を超えた場合は、抽選により公述人を選定するものとする。
- 3 公述人1人当たりの意見を述べることができる時間は、10分以内とする。

(議長)

第5条 規則第37条の規定により公聴会の議長は、環境政策課長の職にある者をもって充てる。ただし、環境政策課長に事故のあるときは、環境政策課長があらかじめ指名する市の職員が、議長を務めるものとする。

(対象事業者等)

第6条 対象事業者又はその代理人が発言をする場合は、議長の許可を得るものとする。

(傍聴)

第7条 傍聴することができる者の人数は、公聴会を開催する会場の規模等を考慮して定めるものとする。

- 2 傍聴を希望する者は、公聴会の当日に会場に直接来場するものとし、先着順とする。

(秩序の維持)

第8条 議長は、公述人が次に掲げる事項に従わない場合は、規則第41条第1項の規定により当該公述人の公述を中止し、又は当該公述人を退場させることができるものとする。

- (1) 映写等の方法による公述を行わないこと。

- (2) 公述時間を超えて発言しないこと。
 - (3) 旗、プラカード等を掲げる等の示威的行為をしないこと。
 - (4) 会場内でのビラ等の配布をしないこと。
 - (5) 会場の施設管理者が定める管理規則に従うこと。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、公聴会の秩序を乱し、又は運営の妨げとなるような行為をしないこと。
- 2 議長は、傍聴人が次に掲げる事項に従わない場合は、規則第41条第2項の規定により傍聴人の入場を制限し、又は傍聴人を退場させることができる。
- (1) 旗、プラカード等を掲げる等の示威的行為をしないこと。
 - (2) 会場における発言に対して、発言を妨げるような行為、拍手その他の方法により賛否を表明するような行為をしないこと。
 - (3) 会場内でのビラ等の配布をしないこと。
 - (4) 会場の施設管理者が定める管理規則に従うこと。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、公聴会の秩序を乱し、又は運営の妨げとなるような行為をしないこと。

附 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

第1号様式(第3条関係)

年 月 日

公述申出書

(あて先) 浜松市長

申出者 住所
氏名 印

公聴会開催要綱第3条第1項の規定により、下記のとおり公述申出書を提出します。

記

対象事業の名称	
準備書又は準備書 見解書についての 環境の保全の見地 から述べる意見の 要旨及びその理由	
意見を述べるのに 要する時間	分
申出をする者の電 話連絡先	

署名することにより、氏名の記入及び押印に代えることができます。

公述する意見の要旨及びその理由を外国語で記載するときは、翻訳者を明らかにした訳文を添付してください。

第2号様式(第3条関係)

年 月 日

代理人による公述の申出書

(あて先) 浜松市長

申出者 住所

氏名

印

公聴会開催要綱第3条第2項の規定により、下記のとおり代理人による公述の申出書を提出します。

記

対象事業の名称		
代理人	住所	
	氏名	
	電話連絡先	
代理人による公述の申出をする理由		

署名することにより、氏名の記入及び押印に代えることができます。